

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和7年7月23日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月20日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為及び違法・不当である理由

令和6年度の政務活動費に係る収支報告書において、政務活動費に係る利息が収入として記載されていない愛知県議会議員がいる。

利息が付く場合、当該利息は、収支報告書に収入として記載し、県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は、返還請求を怠っている。これは、政務活動費マニュアル及び愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）に違反する。

また、個別の法令に具体的な根拠が明示されている訳ではないが、利息が付かない口座を利用している場合においても、利息を付けさせることが愛知県のためであるから、仮に利息が付く口座を利用した場合に得られる利息相当額は県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は、返還請求を怠っている。

3 請求する措置

利息相当額の返還を求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員寺西むつみ及び石塚吾歩路は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

令和6年度の政務活動費の収入において利息が計上されていない愛知県議会の会派及び議員に係る利息相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る法上の規定等について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項は、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする」と規定している。なお、政務活動費の制度については、平成25年1月25日最高裁判所判決において、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される」ことが判示されている。

(2) 政務活動費に係る関係条例等について

愛知県において、政務活動費は、条例第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

なお、本件住民監査請求に直ちに関連するものではないが、マニュアルについては、愛知県議会の議員が、事務所の賃料に政務活動費を充てたことが適法である等と主張した事案における令和7年3月26日名古屋地方裁判所判決において、「本件条例は、本件条例の施行に関し、必要な事項は議会の議長が定める旨を定めているところ（13条）、愛知県議会では、同条の規定を受けて、政務活動費を執行する場合の基本原則と、それに沿った経費項目ごとの活動・使途例示及び留意点等を示すものとして、本件マニュアルを定めているから、本件マニュアルは、本件条例の解釈の指針を示すものとして参考となるものといえる」ことが判示されている。

(3) 政務活動費に係る交付等の手続について

ア 知事による交付

条例第6条には、知事は、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をしなければならない旨が規定されており、条例第7条第1項及び第2項には、交付の決定をされた会派の代表者及び議員は、毎月5日までに当月分

の政務活動費を知事に請求し、請求を受けた知事は速やかに交付しなければならない旨が規定されている。条例第3条第1項及び第2項には、政務活動費の額は、議員一人当たり月額50万円とし、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分するものと規定されている。

イ 議長への収支報告書等の提出

条例第9条第1項及び第4項には、会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出しなければならない旨が規定されている。

ウ 議会事務局による点検

議会事務局は、議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて点検を行っている。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに規定されている「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

エ 議長から知事への収支報告書の送付

愛知県議会における政務活動費の交付に関する規程（平成13年愛知県議会告示第1号）第5条には、議長は、会派の代表者及び議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付するものと規定されている。

オ 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

なお、同条では「返還を命じることができる」と規定されており、必ずしも義務的なものにはなっていないが、実際の運用においては残余額が生じていれば必ず返還を命じているとのことであり、令和6年度においても、知事は収支報告書において残余額が生じていた会派及び議員の全てに対して返還を命じていた。

(4) マニュアルの規定等について

マニュアルには、「第5 会計処理」の「1 会計処理方法」の「(1)収入処理」に「政務活動費が振り込まれる銀行等の口座に利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿（様式1）に記載する」と規定されている。また、「1 会計処理方法」の「(2)執行処理」の「カ その他、以下の点に留意する必要がある」に、「(カ) 政務活動費が振り込まれる銀行等の口座は、利息の付か

ない口座又は政務活動費専用口座とする。なお、政務活動費専用口座とは、当該口座への入金が、政務活動費の振込みに限られるものをいう」と規定されている。

次に、マニュアルの運用等について議会事務局に確認したところ、政務活動費が振り込まれる金融機関口座（以下「政務活動費口座」という。）において利息が付いている場合は、当該利息も収入額として収支報告書及び政務活動費出納簿（マニュアルの様式１）に記載し、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて県に返還することとなるとのことであった。

また、少なくとも、マニュアルが初めて制定された平成20年３月24日時点において、利息が付いた場合に当該利息を収入額として政務活動費出納簿（様式１）に記載することがマニュアルに規定されていた。

なお、政務活動費の交付に当たっては、事故防止等の観点から銀行振込としているとのことであった。

(5) 利息収入の状況について

請求人が対象としている令和６年度の収支報告書を確認したところ、１会派及び議員49名（以下「対象議員等」という。）の収支報告書において、収入額が政務活動費交付額と一致しており、利息収入は記載されていなかったことが確認された。

そこで、収支報告書に利息収入が記載されていなかった理由の正当性の有無について、議会事務局に監査を実施したところ、本件住民監査請求を受けて、議会事務局において、対象議員等に対し、政務活動費口座の種類及び利息の発生の有無を確認していた。その結果、対象議員等のうち１会派及び議員45名の政務活動費口座の種類は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の２第１項に規定する決済用預金であり、当該預金は無利息型の普通預金であることから、利息の発生の余地はなかった。また、議員４名の政務活動費口座の種類は、利息の付される一般の普通預金であったが、政務活動費が入金された後速やかに出金していたため、いずれも収支報告書提出時において、利息の発生は認められなかった。

(6) 利息の取扱いに関する見解について

ア 地方財務実務提要に記載された見解の概要

政務活動費が交付された会派において、銀行預金の方法で政務活動費を管理していたために利子が発生したが、条例、規則及びガイドラインのいずれにも取扱いに関する規定を置いていない場合に地方公共団体側から返還請求できるかという点について、次のとおり述べられている。

「政務活動費は、議員の活動に対する報酬の性格を有する議員報酬と

異なり、議員の調査活動に対する実費弁償の性格を有する補助金の一種と整理され、政務活動費の支出は、会派又は議員に対して前渡しで交付される補助金の性質を有することからすれば、交付した時点で公金の性格は有さなくなり、換言すれば地方公共団体の管理に属していないため、条例等で特に明定している場合は別として、私金の管理は交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるものである。すなわち、私金の管理上生じた預金利子は地方公共団体の財産に属しておらず、地方公共団体の側から不当利得として返還請求を行うことはできないものと考えられる。」

イ 全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A（参考指針）」の概要

政務活動費の預金口座で生じる預金利子の返還義務について、次のとおり述べられている。

「法律上の返還義務がないとしても、政務活動費の利息は雑入として返還すべきという意見、政務活動費の利息で利益を得ている（今後、金利が上昇すれば、このような意見が強まる恐れがある。）という批判が住民から出される可能性も想定される。このため、預金利子が発生しない銀行口座の利用も考えられる。」

2 判断

- (1) 愛知県では政務活動費の利息が生じていた場合において、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて返還するという運用がされてきたところ、令和6年度の政務活動費に係る利息が付いているにもかかわらず監査請求時点において収支報告書の収入として記載されていない対象議員等の存在は認められなかった。

したがって、知事が対象議員等に対し、利息相当額の返還請求権の行使を怠っている事実は存在していない。

- (2) 次に、対象議員等が、利息が付かない口座を利用している場合においても、個別の法令に具体的な根拠が明示されている訳ではないが、利息を付けさせることが愛知県のためであるから、仮に利息が付く口座を利用した場合に得られる利息相当額を返還させるべきとの請求人の主張について、以下検討する。

ア 政務活動費は、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり、政務活動に対する実費弁償の性格を有する補助金の一種と整理することができるのであって、知事が会派又は議員に対して交付する補助金（政務活動費）は、交付の時点から愛知県の管理に属してはいないと解される。そうすると、法令等で特に明定されて

いる場合は別として、管理の方法は、交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられているものということができる。

イ 法令上、会派又は議員が政務活動費の交付を知事から受けるに当たって、利息が発生する預金口座を利用しなければならないことを明示する規定はない。

ウ 条例第13条の委任を受けた議長が、議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経た上で策定したマニュアルにおいては、利息が生じたときには収入として計上することを定めているにとどまり、利息が発生していない場合にまで利息相当額を返還することを定めている訳ではない。

エ 上記アからウまでを勘案すれば、利息が付かない口座を利用している対象議員等が政務活動費の交付を受けるに当たって、利息を発生させない管理方法を選択することは不合理とはいえず、利息を生じさせていないことに違法性・不当性があるとはいえない。

したがって、知事が、利息が生じていなかった対象議員等に対し、利息相当額の返還及び利息相当額の損害賠償を請求する立場にないことは明らかである。

なお、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実限定されているところ、政務活動費口座について利息が付く口座の利用を義務化していないことは「財務会計上の行為又は怠る事実」に該当しないため、請求の対象とすることはできないことを付言しておく。

第5 結論

以上のとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。